

- 1 日 時：平成 21 年 10 月 20 日（火）13:15～15:15
- 2 場 所：ホテルグランヴィア広島 4 階「悠久」
- 3 出席者：平井伸治鳥取県知事
溝口善兵衛島根県知事
石井正弘岡山県知事
藤田雄山広島県知事
二井関成山口県知事
- 4 次 第 議 事
・中国地方知事会広域連携検討会の検討状況等について
意見交換

〔事務局長〕 ただ今より、平成 21 年度中国地方知事会第 2 回知事会を開催いたします。
まず開会にあたりまして、会長でございます藤田広島県知事がごあいさつを申し上げます。

〔広島県知事〕 各県知事の皆様方には、大変お忙しい中、中国地方知事会第 2 回知事会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

去る 9 月 16 日に発足いたしました鳩山新内閣では、地域主権実現を掲げておりますが、これまで我々が主張してまいりました真の地方分権型の社会の実現に向けて、引き続き中国 5 県が一体となって働きかけていく必要があると考えております。

さて、昨年秋以降の急激な景気後退によって危機的な状況に陥った地域経済や雇用情勢は、極一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として大変厳しい状況が続いております。こうした中、国においては今年度補正予算で措置されました経済危機対策の執行の一部停止が閣議決定されたところであります。住民の暮らしと雇用を守るためには、必要な事業が停滞することのないよう、国に強く訴えていかなければならないと考えております。

また、今後、国の来年度予算編成に際しましては、子ども手当の創設、この一部地方負担でありますとか、あるいは暫定税率の話など、地方の行財政運営に大きな影響を及ぼす内容が、国主導で検討されている現状でございます。

国に対しましては、これまでも主張してまいりました地方税財源の充実・強化や、高速道路ネットワーク整備などに関する地方の意見を十分に踏まえ、真摯に対応されることを希望するところであります。

本日はこのほか、法期限後の過疎地域対策を見据えた新たな過疎法の制定など、中国地方が抱える喫緊な課題についてご議論をいただき、中国地方知事会としての主張を取りまとめたいと考えております。

どうか本日の会議が有意義なものとなりますよう、ご協力をお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

〔事務局長〕 ありがとうございました。

これからの議事につきましては、規約に基づきまして、会長に主催いただきますのでよろしくお願いいたします。

〔会 長〕 これからの会議の進行を私が務めさせていただきますので、ご協力よろしくようお願い申し上げます。議事 1、広域連携検討会の実施状況についてでございます。

今年度の広域連携検討会での検討状況及び今後の取組予定について、事務局から報告をお願いいたします。

〔事務局長〕 お手元の資料番号1「中国地方知事会広域連合検討会検討状況」によりまして、ご報告いたします。

1ページの「広域自治体のあり方に関する調査研究」につきましては、後ほど資料番号2によりましてご報告させていただきたいと思っておりますので、説明は資料番号2の方でさせていただきます。

2ページをご覧ください。続きまして、8項目の検討状況及び今後の取組についてでございます。

1の「公設試験研究機関における役割分担」についてでございますが、真ん中の列に平成21年度9月末現在の検討状況をまとめております。

右側の列、今後の取組予定でございますが、9月末までの検討状況を踏まえまして、継続課題の着実な実施に取り組むとともに、広域連携に取り組む関係機関との役割分担・情報交換のもと、更に効率的な研究成果の実現に取り組んでまいります。

2ページの下段には、「県立大学の連携」についてまとめてございます。

3ページをご覧ください。3ページには「情報通信システムの共同化」、「DV対策の連携」、「子育て応援パスポート事業の広域事業展開」につきまして、平成21年度検討状況及び今年度の取組予定をまとめてございます。今年度の中間報告ということでございまして、時間にも限りがございますので、個々の説明は省略させていただきます。

4ページをご覧ください。広域地方計画策定検討」についてでございます。

「広域地方計画策定検討」は、平成18年度に本県から提案させていただき、広域地方計画の策定に向け5県が連携・協力して計画策定を進めるため、「広域地方計画策定検討会議」を設置し、意見交換を行ったほか、「中国5県・広島市・岡山市・整備局意見交換会」を開催し、広域地方計画に掲げられているプロジェクトの内容調整などを行ってまいりました。

こうした中、本年7月10日の第2回中国圏広域地方計画協議会におきまして計画案が策定され、8月4日に国土交通大臣により計画決定されたところでございます。

この決定を受けまして、中国圏広域地方計画の策定という目的を達しましたことから、広域連携検討会としての取組を終了したい旨、本県から提案し、各県事務局からご了解をいただいたところでございます。中国地方知事会としての検討は終了いたしますが、「中国圏広域地方計画推進会議」や「中国圏広域地方計画協議会」を中心に、計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

5ページをご覧ください。説明は省略させていただきますが、5ページから6ページにかけては、「中山間地域等の医師確保対策等」、更に「新型インフルエンザ対策の推進」について、平成21年度検討状況及び今後の取組予定をまとめてございます。

私からは以上でございます。

〔会長〕ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(「特にありません」の声)

〔会長〕よろしゅうございますか。それでは、事務局から報告がございましたとおり、広域地方計画策定検討については、所期の目的を達成したことから、中国地方知事会の広域連携の枠組みでの検討は

終了することといたしまして、その他の広域連携については引き続き検討を進めていくことといたします。

それでは続きまして、広域自治体のあり方に関する調査研究について、今年度の検討状況を資料2に基づき、事務局から報告をお願いいたします。

〔事務局長〕 資料番号2により、5県の担当部局長による「広域地自体のあり方に関する調査研究」について中間報告させていただきます。1ページをお開きください。

今年度は、5月の知事会議での議論を踏まえて、「分権型社会における基礎自治体のあり方の検討」を行うこととしております。これまで、中国地方の基礎自治体の状況について5県が認識を共有し、実態を踏まえた検討を行うために現況把握調査を行ってまいりましたので、今日はその結果を簡単にご説明いたします。

1ページの中ほど、囲み枠の中が4つの視点から整理した基礎自治体の現況のまとめでございますが、2ページ以降でデータなどを使って視点ごとに検討しておりますので、そちらを使って説明をさせていただきます。

まず、2ページと3ページでございますが、市町村合併と合併後の市町村の状況でございます。

2ページの(2)にありますとおり、合併で市町村数は318から110となり、減少率は64.5%と中国地方は全国でも最も合併が進んだ地域でございます。(3)に平均的規模と規模別の市町村数の変化を整理しておりますが、平均規模は約3倍になり、市も増え、人口3万人以上の団体が半分を占めた一方で、人口1万人未満の町村のシェアは7割弱から減少したものの2割は残っており、人口725人の村もあるなど規模のバラつきは依然として非常に大きい状況でございます。

このような状況や課題をまとめ、2ページの上の(1)に現況の総括を行っております。

アで、合併が進んで規模は拡大しましたが、規模のバラつきが依然として大きいこと。

イは、合併で行政サービスの向上や基盤の充実などは進んでおりますが、合併後間がないため、旧役場が支所になったことなどへの周辺部の住民から不満があること。

ウで、厳しい財政運営が続く中、合併算定替の期間の終了にも備えた基盤強化や効率化が必要であることの3点を掲げております。

次に4ページと5ページが、県から市町村への権限移譲の取組状況でございます。

4ページの(2)に各県の考え方や手法を整理しておりますが、各県とも市町村の実状に配慮しつつ、交付金や人的支援等工夫しながら積極的に取り組まれ、そのメリットも現れつつあります。

5ページの(3)をご覧くださいと思います。この図表は、地方分権改革推進委員会の第1次勧告への各県の取組状況を法令数単位で比較したもので、左の図で64法令のうち54法令は既に5県のどこかが計画に載せ、うち48法令は既に移譲実績もあり、中でも6法令は5県とも実績があること。

また、図の右側にはみ出している第1次勧告にない様々な事務の移譲にも取り組んでいることを示しております。

右の表は分野別の取組状況を、既に取り組済の法令数の5県平均で整理しております。全体で40%、専門性が高い医療・保健・衛生分野で約25%の取組率となっております。

このような状況や課題をまとめ、4ページの上の(1)に現況の総括を行っております。

アで、各県とも市町村に配慮し、支援策も講じつつ権限移譲を進めていること。

イで、専門的な分野の体制、件数の少ない事務、「まだら移譲」による効率の低下、市町村相互の連携など移譲を進めるための方策の検討が必要であることの2点を掲げております。

続きまして6ページと7ページが広域連携や共同処理への取組状況でございます。

6ページの(2)に、現在の共同処理の状況を整理しております、合併で総件数は減ったものの、事務の委託と一部事務組合を中心に多くの事務が共同処理されております。

また、7ページの(3)にその他の広域連携の取組状況をまとめておりますが、定住自立圏構想には中国地方でも取組が進んでおり、税の滞納整理や他の事務での県と市町村との連携などの新たな動きも一部で始まりつつあります。

更にその下に参考として掲げておりますように、国では地方制度調査会の答申を受けた共同処理の活用に向けた制度改正の検討も進められております。

このような状況や課題をまとめ、6ページの上の(1)に現況の総括を行っております。

アで、事務委託と一部事務組合を中心に多くの事例がございますが、総件数は減少していること。

イで、今後、特に小規模自治体等での持続的な行政サービスには、広域連携や共同処理は一層重要で、新たな動きを踏まえた取組が必要なことの2点でございます。

8から9ページが4つ目の視点、今後の市町村の人口の見通しと課題でございます。

社会保障・人口問題研究所の市町村別の将来人口推計を使って整理したものでございまして、8ページの(2)のアで全体見通し、総人口を棒、高齢化比率を折れ線のグラフで示しております。

総人口は平成17年度から43年度の30年間で19%の145万人減、逆に高齢化比率は23%から35%に増加し、人口減少と高齢化が一気に押し寄せる見通しでございます。

その下のイで人口減少による市町村規模への影響をお示しておりますが、破線の楕円で囲んでいる5,000人未満の町村数が、現在の12から25に倍増する見通しでございます。

一方、9ページの下のエでお示しております、市町村規模別の高齢者の増減では、規模が大きい団体は増加、規模が小さい団体は減少の見通しで、破線の楕円で囲んでいる30万人の大都市では人口の約11%、実数約30万人余が増加する見込みとなっております。

このような見通しや課題をまとめ、8ページの上の(1)に現況の総括を行っております。

アは、小規模町村の一層の小規模化と大都市の高齢者の増加が大きく進む見通しであること。

イは、それに伴いまして市町村は税収減や社会保障費増などの課題に直面し、これに備えた基盤強化や運営の効率化を進めていく必要があることの2点でございます。

最後に、最初の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

一番下の3にあるとおり、今後はこの調査の結果を踏まえまして、基礎自治体の望ましいあり方について、行財政基盤の強化、権限移譲の推進や事務処理の効率化等の観点から、小規模自治体に対する事務補完のあり方なども含めて幅広く検討を進め、今年度中に一定の方向性を得る予定としております。

なお、検討結果は来年度の第1回の知事会議におきまして、ご報告する予定としております。

以上で説明を終わります。

〔会長〕 ありがとうございます。それでは、ただ今説明のございました広域自治体のあり方に関する調査研究にかかる検討状況について、ご意見がございましたら頂戴したいと存じます。

〔山口県知事〕 このまとめは、大変よくまとめていただいておりますから、これから最終的に整理をしていただけたらいいのではないかと思います。

ただ私がこれから心配をしているというのか、新しく出てくる課題は、やはり新しい政権が基礎自治体を重視するというのか、そういう方向でいくのではないのか。その中で地域主権、地方分権を進めていくという方向になっていくのではないのかというふうに思うんですけども、ただ新政権がこれから基礎自治体を強化するといっても、まだ具体的にどういう形で合併を進めていくのかということとか、そうい

うことが全く見えていないという状況なわけですね。

そうすると、先ほどの権限移譲等も今のような状態ではなかなか進まないということですから、合併をこれからどう進めていくのか。そして、当然のことながら、合併ということになりましたらかなり時間がかかる。そうすると、その過程でかなり都道府県の役割というものが非常に重要になってくる。都道府県までは、国から地方分権の中で権限が移譲されて、それからあとは都道府県の判断で、市町村に移譲するということがますます増えてくるのではないかという気がしますので、その辺はちょっと頭において、最終的には整理をしていただいたら良いのではないかなというふうに、思ったんですけど。

〔会 長〕 二井知事さんがおっしゃいましたとおり、中国地方は合併が大変進みましたけれども、地域によっては合併が進んでいないところもございますし、本県も合併が随分進みましたけれども、見てみますと小規模な自治体ほど技術者などの人材がない。

従って、合併しても人員を減らしているんで、必要な技術者を補充しようにも、下手をすると10年以上、20年近くかかってしまうんじゃないか。こういうことがありますので、合併の進んでいない県は、県が十分な指導力を発揮しながら基礎自治体の強化に努めていく必要があると思いますし、この合併が十分進んだ中国地方にあっても、まだまだそういう役割が県に残っているんだろうというふうに思っております。

おっしゃるとおりだと思います。

そのほか、何かございませんでしょうか。

〔岡山県知事〕 今の話の続きになりますけれども、ご指摘のとおりだと私も考えておりました、やはり基礎自治体のあり方論というものは、新政権になりまして、あのような基礎自治体重視の政策が方向性として出されておりますので、我々が議論をして詰めていくということは、誠に時宜にかなった意義のあるものになるというふうに思っております。

このような、中山間地域を非常に多く抱えた、そしてまた過疎地域も大変多い中国地方の特徴的な課題というものをしっかりとまとめて、これからの新政権の基礎自治体に対します様々な政策に是非反映してもらえよう、特に最後に今後の人口の見通し等も出ておりますけれども、本当に大都市においてもどんどんこれから過疎化が進み、小規模町村がどんどん増えてくるという中で、今後どういう方向に政策を打ち出していくのか。市町村合併については町村会の皆さんが非常に、これ以上の合併につきましては極めて問題があるという意見を表明されておられますので、こういった点も踏まえると、果たしてどういう方向で基礎自治体重視の具体的政策を打ち出すのかということ、我々県としても、しっかりと地方の意見を反映してもらえようように意見を述べていかなきゃいけないと思います。

加えて、広域自治体のあり方論もやっぱり、もともとこの研究はそこから始まっているんですが、これも今後どういうふうに議論が進んでいくのか、しっかりと注視していかなきゃいけないと思うんですね。

国の出先機関の見直しということで、これは原則廃止しようという、これは我々地方側としても、地域主権国家の方向性に沿ったものとして歓迎はしておりますけれども、具体的にどういうふうに受け皿論として広域自治体が国の出先機関の事務をしっかりと受け止めることができるのか、そういう組織論とか人員とか財源とか色々な面がございますから、こういった点もしっかりこれから注視していかなきゃいけません、こうした広域自治体のあり方論について、新政権のいわゆるマニフェストには、方向性がはっきりと明示されていないんですね。

そういった面で、基礎自治体重視は結構なんですが、広域自治体のあり方論も含めて、全体として地方行政を本当に地域主権国家として、そういう方向性へ持っていくためには全体的な議論が必要だと思

います。我々地方側からそういった問題点、広域自治体のあり方論も是非一緒に議論すべきだということも、一緒になって地方の意見をどんどんこれからも述べていきたいと思っておりますから、そういう面では大変有意義な調査研究になってくるのではないかとこのように思っております。

〔鳥取県知事〕 似たような趣旨の話になるかと思いますが、まず冒頭申し上げたいのは、この市町村合併だとか基礎自治体の枠組みについて、藤田知事がリーダーシップをこの中国地方で発揮してこられたことに対しまして、本当に敬意を表したいと思っております。広島県の若きリーダーとして誕生されて以来、中国地方の知事会長をはじめ、ご要職はもちろんのことではありますが、全体に目配りをしていただき、中国地方を引っ張っていただいたご功績に対しまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思っております。

この度のこの報告書自体は、これはこれで結構だと思えますし、是非この方向で進めていただきたいと思っておりますが、併せて今の新しい政権が求めようとしている地方制度の改革に対して、我々も応じていかなければならない。このことを、今後の研究会の進め方に当たりまして、これからだんだん世の中が動いてきますので、よくよくそれを注視していただいて、機動的に必要なことも盛り込んでいただいております。

私の理解では、恐らく民主党中心の新政権はマニフェストに謳われたことなどから咀嚼させてもらえば、当面は都道府県を維持する。当面はということではありますが、それから市町村に対しまして、基礎的自治体として充実させる。国から県、県から市町村へとどんどん権限をそれぞれに移していきまして、地方政府の方に地方政府としての実際の役割と権限と財源を与えよう。地域主権を実現しようということだと思っております。

私はこの方向性で正しい部分が十分あると思っております。問題は具体的なアプリケーションで、どういふふうに県と市町村がどういふ事務を分担するのか。これを組み換えていくのが我々としても関心がありますし、意見を申していかなければならないのではないかと思っております。

例えば、後期高齢者医療制度をどうしようかというのが、恐らく来年度いっぱい検討の俎上に上ると思っております。こういう議論と併せて医療制度自体を、県と市町村とどういふ区分けで役割分担をするのか。

従来のを大胆に変える手もあるだろうと思っております。そうした柔軟な今後の研究会運営をお願いできればありがたいと思っております。

〔鳥根県知事〕 鳥根県の状況なんかを見ますと、定住自立圏としてまとまってやっていけるところとそうでないところ、これから先を見通した時に随分開きが出てくるなど、そういう感じが非常にしますね。

例えば医療。地域医療の確保となると、基礎的自治体の中には無理な状況のところもある。県自身がやらなきゃいかんということになっている実状もある。そういう意味で、医療以外も、ほかの行政についてもそういうことになっていく可能性がありますから、地域の状況に合わせて市町村の役割と県の役割に違いが出てきてもそれが現実的じゃないかというような感じもしますから、そういう現実をどういふふうに見てどういふふう政策を取っていくか。あるいは国に申し上げていくか。

そういう観点から研究するということが一つ必要な視点じゃないかと思っておりますので、今後の検討におきまして、そういうことをやっていただければと思っております。

〔会長〕 ありがとうございます。おっしゃるとおり、自民政権下で国の出先機関を維持するために、空飛ぶ補助金を乱発しましたけれども、結局、事務的あるいは技術的な力のない基礎的自治体で

は、最終的な整理は県に頼らざるを得なくて、行きは空を飛んでいきましたけど、帰りは県が事務を手伝うようなケースも多かった。民主党さんのおっしゃるような300基礎自治体にして国直轄というのは、果たしてそれが実現するとするならば、どれくらい時間がかかるのか見当もつかないというのが実態だろうと思っております。

しかも、その300自治体、衆議院の選挙区が300ですし、江戸時代のように300の地方に徹底的に自治権を与えるということも不可能でありましょうから、どうしたって三層制というものが必要だろうと思えますし、それに向かって中国地方知事会としては議論を重ね、今、知事さんたちがおっしゃったような方向で検討していきたい、検討していければというふうに思っております。

それでは、ただ今のご意見を踏まえまして、部局長さんを中心とした会で引き続き、研究・検討を進めていただきたいと思います。

続きまして意見交換に入ります。今回の知事会議に当たりまして、各県に共通する課題などに関して、国への提案等に向け、共同アピールを取りまとめることについて事前にご提案をいただいております。

本日は、これらの共同アピール案等について意見交換し、可能な限り取りまとめを行いたいと思しますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、『政策転換に伴う地方行財政運営の混乱回避について』でございます。

この件につきましては、鳥取県から共同アピール文の提案をいただいておりますので、その趣旨等について鳥取県からご説明をお願い申し上げます。

〔鳥取県知事〕 ありがとうございます。このアピールにつきましては、各県からもご意見をいただいた中で、今まで調整をさせていただいたところであります。

政策が政権交代に伴って、起こることは民主主義として当然といえば当然であります。

ですから、一定程度そうしたことは受け入れなければならない。それについて、地方自治体としても適応していかなければならないのは事実だろうと思えます。しかし、過度に混乱を起こしたり、今まで約束したことが果たされなかったりというのは、返って政治不信を招きますし、地域経済の停滞にもつながってきかねないということでもあります。

政権は変わりましたが、景気がよくなったわけでは今のところありません。

また、政権は変わりましたが、行政サービスが急速によくなっているわけでもありません。地方の枠組みも従来どおりであり、財政状況の困窮も変わらないわけであります。

そうしますと、今、政策転換を行う際に是非このことは考えてもらいたいということは、最低限アピールする必要があるのではないかとということで、まとめているアピールでございます。

まずは、経済雇用対策の推進についてでありますけれども、補正予算に当たりまして、本当に多くの金額が地方の予算の中に組み込まれるようになりました。恐らく、この6月、9月の県議会で各県とも多額の記録的な予算を計上しているのではないかと思います。

ただ、これが現在、見直し対象になり2兆9,000億円あまりの補正予算の見直しが宣言されました。その詳細は、よく分析してみなければなりませんけれども、例えば地域活性化・経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金というようなものにつきましては、非常に使い勝手がいいものでもございますし、今後とも継続してほしいというのが1点目であります。

2点目でありますが、見直しの主な対象になりました基金事業、その他の個別の事業でございます。

これにつきましても、その年度の予算の確保や安心・安全を守る等の観点などから、継続実施が必要なものについては、今後も適切に措置してもらいたい。確かに一遍下ろした上で、また来年度以降ということも考えられなくもないわけで、是非そうした対策を政府側で取った上で実施してもらいたいとい

うことであります。

さらに、産学官連携の中で、地域産学官共同研究拠点整備事業については、全国知事会でも文部科学省の方に申し入れをしたところですが、これは結構地域で必要な事業の一番いいリーディングケースを事業のところにもってきた経緯もございます。そういうことでございますので、一部凍結ということにはなりませんけれども、適切に混乱がないような代替措置などを検討すべきだという申し入れでございます。

2 ページ目ですが、新たな施策への地方意見の反映等でございます。

これから大きな制度改正が予定されているわけでありまして、現場の声をしっかり踏まえた制度設計をしていただきたい。その意味で国と地方との協議をしっかりやってもらいたいという趣旨であります。

1 点目といたしましては、新たな施策の制度設計について、住民に身近な地方の意見を反映することということであります。例えば、戸別所得補償制度が、早速新年度予算に計上されました。とりあえず、テスト的ということで、米をやるというのが新政府の考え方だと伝えられているところであります。

ただ、戸別所得補償制度は、今制度設計として聞こえてきているところ、選挙中にマニフェストなどで謳われていたところでは、平均的な経費、平均的な生産費用と平均的な価格。これは全国の平均ですが、そのあい差を補償するという考え方でありまして。

すなわち、米で言えば、大変に大規模な米作をやっている北海道だとか、米どころ、東北、北陸というようなところがあります。ああいうところであれば、平均的な生産費用も比較的安く済むかもしれません。しかし、こういうような中山間地主体の中国地方の場合は、どうしてもコストが掛かります。ですから、私どものようなところでは、平均的な費用は全国平均よりも上回ってしまう傾向がありまして、全国一律でこういうようなことを適用しますと、せっかくの所得補償だといいいながらも、現実には中国地方とあるいはほかの地方とで開きがある。米作の地域間格差を惹起することにもなりかねないものであると思います。

そういう意味で、地域の実情を十分に反映しながら詳細な制度設計をすべきだというのが1 点目であります。

2 点目は、国・地方の役割を明確にし、地方が実施すべき事業を、財源も含めて主体的に実施する仕組みを地域主権型で作ること。

3 点目といたしましては、住民生活、地方の事務が混乱しないように、制度設計には十分な移行期間をかけ、地方負担について適切に措置すること。そういう趣旨でメッセージを出す必要があるのではないか、こういうふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔会 長〕 ありがとうございます。ただ今のご提案につきまして、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔岡山県知事〕 ご提案の内容につきまして、賛成の立場で少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、政権交代になりまして、いろいろ新しい政策を打ち出されることは、それはそれとして我々としても理解できるところでございますが、やはり地方に影響の多い、そういう政策につきましては、予め地方、あるいは地域住民の皆さんの意見というものを丁寧に聞いて、それを念頭に置きながら、政策づくりに、段階的に前に向かって進んでいくという丁寧な対応というものを、是非求めたいというふうに思います。

それからもう1 点は、やはり地方としては財源問題。この後もまた財源問題は出てくるかと思うんで

すが、非常に幾つか気になるところがございまして、先般も知事会が東京で開かれた際に、一つの論点になったんですけれども、今回新型インフルエンザワクチンの接種、私どもも昨日から始まって、それはそれとして結構なんですけれども、低所得者に対する地方負担が、従来と同じように2分の1、4分の1、4分の1といったことになっておりまして、地方の財政負担に配慮してくれという我々の切実な要望に対しまして、特別交付税で措置をすることになっているからという回答があったんですけれども、ご案内のとおり、地方交付税の総額の中で6%という頭打ちで特別交付税の枠が決まっております、色々我々も災害等があった時など、特別な事情のときに特別交付税を頂いておりますけれども、こういったもので既に使い果たしている。その算定基準に、新たに新型インフルエンザワクチン接種の地方負担ということを入れますと言われましても、算定基準に入っているとしても実質的には我々、地方財源が純粋に確保されたとは到底言えないんです。

私どもは、最大1年分で2億5,000万円ほど余分に地方負担が生ずることになって、専決処分もしましたけれども、こういったような点が非常に危惧されております。

もう1点、後からの議論かと思えますけども、子ども手当創設に伴う負担の話。これも藤田知事さんから、ごあいさつの中でちょっといただきましたけれども、非常にこれも我々としては問題が大きいと思うんです。到底、我々は地方負担と言われても、「はい、そうですか」とは言えないと思うんです。

なぜならば、子ども手当を今の児童手当と比較すると、事業規模がもう何倍なんです。単純に予算額だけで試算をしてみますと、来年度が児童手当より2.3倍規模。そしてもう1年後に全面的に子ども手当を支給するとなりますと、その倍ですから、4.6倍という予算規模になってくるんです。

それで単純に地方負担を計算すると、今我々が児童手当で負担しているものより、それだけの規模で増えてくると、4.6倍規模で増えてくると、いろいろな制度設計がありますから分かりませんが、しかし単純に試算するとそうだとすることで、到底我々としては、これを財政措置するということとはとてもできません。極めてこれは難しい。このままでいくと、本当に地方財政がまたまた三位一体改革の二の舞ではないですけど、危機的な状況に陥る。これは必至だと思うんです。

是非ともこういう新しい政策については、これ以上地方の負担がないように、国が責任を持って対応していくということは、ぜひ強く要求していかなくちゃいけないと思います。

〔会 長〕 おっしゃるとおりなんですけど、このアピール文の文言については何か。

〔岡山県知事〕 冒頭申し上げましたとおり、賛成でございます。

〔山口県知事〕 調整はされているわけですけど、後から私は若干考えて、どうだろうかと思ったことが2点あるんです。

1点は、2.9兆円ほど見直しで削減されましたね。これは前政権時代に、経済危機対策として臨時に国債を発行して、この財源に充てたということなんですね。その経緯から見ると、来年度の財源に充てるのではなくて、国債の発行をやめるか、景気対策は今地方もこういう状況ですから、新たに経済対策に使うべきではないか。どちらかにすべきじゃないかと思うんですね。そうすると、せっかくこれだけの財源が出たわけですから、政府も今景気雇用対策を、当面の対策を講ずるということですから、この財源に是非これは充てていくべきであると私は思うんです。

ここは、来年度の経済雇用対策の推進というふうになっていますけど、とにかく当面の経済雇用対策に、是非その財源も活用しながらやってもらいたいということが、一ついるのかなという気がちょっとしたんです。これをどういう形で入れていいのかというところまで僕は見ていませんが、今後の経済雇

用対策というのが前文にありますから、その辺をもうちょっと強調できないかなということと、それから、石井知事から話がありましたけど、子ども応援特別手当のように、地方が手続きを進めていて、突然やめるというようなことは今後も避けてもらわないといけないので、そういうことにちょっと触れることが必要ではないかなということ。

それから、ちょっと奇異に感じたのは、次のページの方の戸別所得補償制度です。これそのものはこれでいいんです。いいんですけど、これだけが具体的に次のところへ出てきている。従って、さっき話がありました子ども手当ですね。こういうものについても地方の負担は絶対ないように設計をしてもらいたいとか、ちょっと具体的なものを一つだけではなくて、子ども手当なんかもちょうと出すような形で整理していったらどうかというふうな感じがしました。

〔会 長〕 おっしゃるとおり、新たに地方の財源負担を求める子ども手当、新型インフルエンザワクチンの問題と、戸別補償が一つだけ具体的な事業まで出ているという問題があります。

もう一つは、既に配ってしまった補正予算の中から、2兆9,000億円から3兆円引き上げたというのは、言ってみれば子どもたちの生活が苦しくて大変困っているから、当面の対策として、これだけお金をあげましょう、あげましたといっている中から引き上げたわけですから、そもそもそれ自体が間違っている。間違ってもやむを得ない部分もあるとするならば、その使い道を大いに考えていただかなければいけないというのが事実だろうと思います。

ちょっと、文言をどうするかということについては、ご意見を一通り伺ってから。

〔島根県知事〕 この基本的な内容はいいと思うんですけども、今、石井さんからあった話、二井さんからあった話、ちょっと追加をしてもよろしいんじゃないですかね。一つは景気対策の観点では、大きい1のところが経済雇用対策の推進ということですから、その中で触れることが可能じゃないかと思えます。(3)か何かで、補正予算の見直しに対する財源も含め、景気対策うんぬんというようなことを入れてはいかがですか。

それから、2は新たな施策ですから、ここに農業関係がありますが、子ども手当、新型インフルエンザ対策、そこら辺も内容がはっきり政府の側から出ているわけじゃありませんから、細かくは書けないでしょうが、事項として(1)の後とかへ入れることは可能かもしれませんね。詳細でなくても、登録をしておく、言っておくということは大事じゃないかというふうに思います。

〔鳥取県知事〕 何点かご指摘をいただきました。今、溝口知事の方でもコメントしていただきましたけれども、例えば1番の方で経済雇用対策の推進について大きな項目があります。柱書きで今後の経済雇用対策の推進を謳って、以下の点に留意することとして、1,2というふうに書いてあります。

このペーパーの趣旨は、色々具体的に混乱を起こすことを防止してくれという趣旨で書いてありますので、例えばこの柱は(1)(2)でそれぞれ利用させていただいた上で、さっき二井知事もおっしゃいましたけれども、冒頭の経済雇用対策の推進についての本文の、「今後の経済雇用対策の推進に当たっては、以下の点に留意すること」に加えて、「留意することとし、財源を今後の経済雇用対策に有効に活用すること」とか、何かそういう文言を入れた方がいいという趣旨かなと思いました。

後半の方でお話がありました戸別所得補償制度は、これは一つの重要な論点だと思い、(1)の方で例示をさせていただきましたが、子ども手当を入れるとすると、2の(3)ではないかと思えます。(3)のところで、「子ども手当の導入をはじめとした新たな施策の実施に向けては、混乱しないように早期に明らかにし」、あるいは「地方に負担を生じる場合には確実な財源措置を適正に行うこと」と

か。本来、適正かどうか分かりません。子ども手当を入れる(3)に絡めて、財源は基本的には国で措置すべきと。それを別途書いてもいいかもしれませんね。(3)の最後に、「特に子ども手当てについて議論が始まっているけれども、国の責任において措置すること」とか、(3)の関連で書いてはどうかと思います。

〔岡山県知事〕 私が申し上げたことを書いていただくのなら、そういうことで、はっきりと書いていただいた方が分かり易いかもしれませんね。その方に賛成します。

〔会 長〕 そうですね。本当は基金事業なんかで期限が明示されているもので、介護職員の処遇手当の問題とか、学校の耐震化の問題とか、細かいことを言うときりがありませんけどね。

〔岡山県知事〕 ただ子ども手当はタイムリーですね、今一番。

〔会 長〕 これはそうですね。

〔岡山県知事〕 昨日の関係大臣の発言を見ると。

〔会 長〕 そういうことですね。

〔岡山県知事〕 是非これは明記して、アピールしていただくとありがたい。

〔山口県知事〕 子ども手当を入れればいいんじゃないかなという気はしますけどね。

〔会 長〕 大体、各知事さんのご意見は分かりましたか。

〔事務局長〕 はい。調整をいたします。

〔会 長〕 それでは、各県の知事さんのご意見等を踏まえて、これは文案を調整することにさせていただきますと存じます。

続きまして、『地域主権の確立について』でございます。この県につきましては、鳥取県から共同アピール文のご提案をいただいておりますので、その趣旨等について鳥取県からご説明をお願いいたします。

〔鳥取県知事〕 今まで出てまいりました議論と重複している部分もございますけれども、新政権は地域主権を確立するとせっかく打ち出しているわけですから、それを真正面から実行してもらいたいということメッセージとして出してはどうか。ただ残念ながら、子ども手当の件も、会長から、あるいは石井知事はじめ皆さまからもご指摘がございましたけれども、国と地方の協議が本当になされているのか、僕らは不安でしょうがないというのがあります。

どうも、政治主導という言葉はいいんですけども、政治主導は政治家の主導になってしまって、地域主導とか住民主導にまで発展していないんじゃないかと。そういう意味で現場の意見をよく聞いてもらう必要があるだろう、そうした問題意識を我々の方で出す必要があると考えました。

1点目としては、更なる地方分権改革の推進でありまして、組織的に今、地方分権推進委員会がございすけども、地域主権戦略局というような組織でも作ってもらって、それで国と地方の役割分担の見直しや財源の問題など、公開の上でスピーディーに議論してもらいたいというのが第1点目であります。

第2点目でありますけども、国と地方の役割分担の抜本的な見直しであります。明確に新政府が言っておりますのは、国の地方の出先機関の原則廃止ということでありまして。これを地方と協議した上で、速やかに可能なものから実施してほしいということ。更にもう1点、明確に言っているのは直轄事業負担金の廃止問題でありまして、維持管理費の負担金を来年度から廃止するということも出てきております。これを是非確実に実行してもらいたいということなどでありまして。

3点目ですが、実効性のある「国と地方の協議の場」の設置でありますけれども、今非常に中央政府といいますが省庁との、連絡といいますが協議がやりづらくなっています。

正直申し上げまして、政務三役といわれる大臣、副大臣、政務官に権限が集中してきておりまして、今までですと、例えば役所の局長だとか、あるいは事務次官だとか色々なポストの方がおられまして、そこと話をしていれば自然に政策の方にも反映されてきたというのが従来のやり方だと思っておりますが、今そういうふうにパイプが絞られてしまっています。

じゃあ、その政務三役と言われる人たちと我々が自由に議論できるかということ、時間の制約もあり、なかなか政府側の方でも対応を十分にはやりきれないところがあると思っております。

そういう意味で、国と地方できちんとした協議のシステムを作るべきだということでありまして。知事会として要望しておりました法律上の制度ということはもとより、それができる前、すぐに今の段階から、分野ごとでも結構でありますので、協議の場を作ってもらいたい。これを明確に述べてはどうかというのがこのアピールであります。よろしくをお願いします。

〔会長〕 ありがとうございます。確かに、国と地方の協議の場は法的に何か設置される前に、喫緊の重要課題、例えば子ども手当もそうですけども、そういったものについて協議の場を求めるべきではないかという気がいたします。

各県知事さんの方々、ご意見がございましたら、お願いいたします。

〔岡山県知事〕 それに関連して、具体的に申し上げれば最後のところで「法制化前でも早急に協議の場を設けること」。これはそのとおりだと思うんですが、実は今おっしゃった、分野ごとと平井知事さんがおっしゃられた、分野ごとに関係知事が協議する、幅広く新規政策について事前にすり合わせをする、こういった場が、法律ができる前のみならず、法律ができて法定協議の場の中で、そういう各省大臣ごとにはないと思うんですね、恐らく。できればいいんですけど。分科会みたいなのができればよし、できなくても分野ごとの協議の場というものを是非設けていただかないと、特に厚生労働省関係だとか、国土交通省関係とか、それから文部科学省とかいろいろ私たち地方に関係のある新規施策、あるいは法案の提出とかいろいろなことが出てくると思うんですが、事前すり合わせがないと、ちょっと心配だと思うんです。

そういう意味で言えば、我々は各大臣、政務三役の副大臣、政務官の発言も記者会見に出ておりますが、大臣の中で地域主権とか地方の立場に立った、分かり易いメッセージを発信していらっしゃるの、私を知る限り原口大臣はそうなんですけど、他の大臣はなかなか、地方に配慮とか、地方を守るとか、地方の立場に立ってというようなご発言はあまり聞かないんですよ。非常に心配でして、そういう面においては、やはり分野別ごとの協議の場を事実上でも、法律が一番いいんですけど、これを求めるということをもう少し、このところに工夫した表現にさせていただくのも一つの方法かと思って。ご提案

申し上げます。

〔会 長〕 確かに省庁再編で各省庁のもつテリトリーが非常に広がってしまいましたから、政務三役で議論してもらったのでは、とても汲み取れていないところがたくさんあるんだと思うんですね。それはおっしゃるとおりだと思います。

〔山口県知事〕 この文言については、石井さんが言われた点は確かにありますから、その辺をちょっと修正というのはあるかも分かりませんが、基本的に私はこれで賛成をさせていただきます。

これもちょっと石井知事が言われたことと重複するんですけども、民主党のマニフェストの中を見まして、国家像という形で出てきているのは、唯一と言ったら言い過ぎかも分かりませんが、地域主権型国家を目指すということがこれからの国家像としては唯一のものではないかと思うんですね。

ところが、今話がありましたように、それが新政権の中で徹底をしていないと思うんですよ。従って、我々としては、やはり地域主権型国家を目指すと言っておられるわけですから、その目指す方向で、常にそのことを念頭において、個別政策については議論をしていただくということが大変大事であると思いますね。

だからその辺は特に新政権には徹底をしていただきたい。そうしないと、やはり昨日の子ども手当ではないですけど、簡単に金がなかったら地方に負担を求めるとか、ああいう発言にはならないはずなんですね。だからその辺の徹底が、新政権の中で十分になされていないということが非常に心配だというふうに思います。

〔会 長〕 確かに国会議員全員が集まったの勉強会とか部会を廃止してしまっていますから、意見のある人が集まってきてものを言える場所が無くなっているんじゃないかという気がするんですね。というのは、先日東京で広島県人会がありまして、ごあいさつの後に民主党の先生方がたくさんおいでになったものですから、地域医療の30億円、100億円というのがありましたよね。あれをごっそり引き上げましたでしょう。あれについて一言クレームを言ったんです。ところが、全然先生方から反応がないんです。ご存じないんですね、何をやっているか。ちょっとこれは怖いなと思っていましたね。色々おっしゃったような懸念があるのが実態だと思います。

溝口知事さん、いかがですか。

〔島根県知事〕 今、石井知事から言いましたように、「個別分野ごとの」というのを最後の「協議の場」の前か何かに入れたら、それで大体通じるんじゃないでしょうか。

〔会 長〕 平井知事さん、何かございますか。

〔鳥取県知事〕 今の溝口知事のまとめでいいんじゃないかなと私も思っていました。「早急に個別分野ごとの協議の場を設けること」というふうを書くべきだと思います。

先ほどのもう一つ前のアピールと併せて、子ども手当の議論のような国家財政主義的な議論というものに対する警鐘を、我々は鳴らしていかなきゃいけないと思います。藤田会長のお見立てのとおりだと私も思います。どうも今までの色々多様なコミュニケーションのパイプがあちこちで切られてしまっていて、各省の中の政務三役の方に集中しちゃっている。これに地方側も係わって、政策形成に当たっていくというシステムを作っていないと、現場から遊離した政策になってしまうと思います。そうい

う意味でリーダーシップを発揮していただき、そんなような取りまとめをして国の方に働きかけていくべきではないかと思えます。

〔会長〕 事務方、各知事さんの文言修正に関するご意見はお分かりになりましたか。

それでは、よろしくお願いいたします。

次に『地方税財源の充実強化について』でございます。この件につきましては、岡山県から共同アピール文のご提案をいただいておりますので、その趣旨等について岡山県からご説明をお願い申し上げます。

〔岡山県知事〕 ありがとうございます。

喫緊の地方の課題となっております財政問題につきまして、やはり共同アピールを出すべきかと思っております。ご提案申し上げました。ご承知のとおり三位一体改革で5.1兆円という大幅な地方交付税の削減が行われまして、地方の一般財源総額の確保が非常に厳しく抑制されている状況でありますし、また現下の経済情勢が、税収が非常に低迷しております。今年度もさることながら、来年度の地方税収は非常に厳しいものが予想されておまして、先般の総務省の概算要求の中で見ておられても、試算では地方税収は来年度2兆円減額するだろうということで、36.2兆円から34.2兆円とこのような試算となっているところであります。

また、これ以外に我々は社会保障費に係わる地方負担ですね。これが義務的経費ということでどんどん累増していっていると、こういった状況もありまして、そういった事情のもと、非常に地方財政は深刻な状況が続いているということでございます。地方税財源の充実・強化が必要不可欠であると、こういう立場からご提案を申し上げる次第であります。

まず最初に、暫定税率の廃止等に伴う明確な財源措置という項目でありますけれども、自動車関係諸税の、こういった抜本的な諸改革、制度設計がまだ示されておりませんので、早急にこれを示していただきたいということを、ここに記載しております。とりわけ暫定税率の廃止、これは地方の財源が大変減額されるということで、この制度設計は地方の意見というものを十分に反映したのものとしてもらわなければいけないと思えます。

具体的に数字を申し上げれば、ご案内のとおり暫定税率が廃止されますと、国全体で8,100億円の地方の減収と、こういうことを見込まれておりますが、この地方の減収分につきましては、穴埋めを国直轄事業の負担金制度ですね、これの廃止によって行くと、このように方針が示されているわけですが、ご案内のとおり、この国直轄事業負担金の大部分は起債が充当されております。従いまして一般財源ベースということで考えますと、これが全国ベースで5,400億円、この手当てをしたとしても地方の税収が減少するというところであります。

なお、この国直轄事業負担金の問題につきましては、この間の関係大臣の発表によりますと、来年度は維持管理費負担金のみ廃止ということのようでありますので、こういったことで計算しますと、更にこれが一般財源ベースで900億円程度膨らみます。従って、5,400と900を足し合わせて6,300億円程度、我々は減収となるということであります。こういった点はしっかりと主張していかなければならないと思っております。

2番目の地方交付税総額の復元・増額につきまして、原口総務大臣が地方交付税の法定率を引き上げて1.1兆円増額すると、このようなことを言明されまして、我々地方側からしますと画期的なことであって、是非ともこれは実現していただきたいと考えておりますが、ご案内のとおりこれは事項要求ということに留まっているということでありますので、年末へ向けてのいわゆる地財折衝というものが非

常に重要となるわけでありませう。

そして一括交付金化の問題につきましては、是非ともそういう方向で、1年後になるようでありませうけれども、この方向に向かって議論を進めてまとめてもらいたいと思っておりますけれども、地方交付税の総額をしっかりと確保していただきますとともに、来年度からの地方交付税法定率の引き上げというものを、これを是非実現してもらいたいと考えております。

3番目の項目でございますが、地方税財源の充実強化と偏在の是正。これは以前から申し上げているところでありまして、我々としましては地方消費税の引き上げということにつきまして、知事会の方でも決議をいたしましたので、ここに掲げさせていただいております。

最後に一括交付金の項目でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、地方の裁量拡大ということで大いに期待をしております。是非とも早急な制度設計を示していただき、同時に安定的な地方の財政運営に必要な総額確保をお願いし、更にこれが進んでいっても、以前の三位一体改革では、補助率の引き下げとか補助金の一部削減といったような、国の関与が残るような制度になってしまったわけですので、そういったことがないように注視をしていかなければいけませんし、将来的には、一括交付金相当額を我々地方固有の税源として移譲すべきものと、このように考えておりまして、こういったことを趣旨として表明させていただいておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

〔会長〕 ありがとうございます。

確かに一括交付金は具体的なことが示されておりませうし、ある程度単純にしないと総額をどう配分されるか分からない。逆に財政力の弱い団体等に配慮することで複雑になればなるほど、今度は霞ヶ関の地方支配のツールに使われかねないという問題もあって、非常に難しい問題かとも思っております。

それでは、各県知事さんのご意見を賜りたいと存じます。二井知事さん、どうぞ。

〔山口県知事〕 この暫定税率の廃止の問題ですね。これは廃止を前提に考えるのか。もう一度、廃止はおかしいんだということを言うのかというのがちょっと出てきたのではないかと思うんです。

去年の最初の頃は、暫定税率を廃止すべきでないというふうに我々は訴えてきたわけですね。確かに、民主党のマニフェストでは、来年4月から暫定税率を廃止すると言って、これは何とかやるんだというふうに言われているので、そういう方向になるかも分かりませうけれども、ただ最近のマスコミ等の論調から見ても、暫定税率を廃止するのはどうかというような考え方も出てきていると思うんです。2兆5,000億、これが廃止になると無くなるわけですから、やはり今、概算要求の状況から見ても財源の確保というのが非常に難しい状況に一方でなっているということと、それから地球温暖化防止という面から、これはどうかという議論が出てきている。民主党のマニフェストの中でも環境対策税というのを導入するという話もあるわけですね。そうすると、1回これをやめて、また環境対策税というのではなくて、やはり環境対策税の導入に移行するまではこれを維持するとかいうことだってあるのかも分からないというような気もするんですよ。

従って、廃止というふうに一気に言わないで、暫定税率は基本的に財源確保の問題とか、今私が言ったようなことも含めて、やっぱり廃止すべきではないというふうに考えるということが一ついるのかなという感じがちょっとしたんですけれどね。その辺はちょっと議論が分かれるかも分かりませうが。僕も大体もう廃止でいいと思っていたんですけど、どうも最近の論調から見ても、あまりここでさっと下りるのはどうかと。もっと、我々は主張すべきじゃないかという気がしたんですけれど。

〔会長〕 確かに道路特定財源が廃止された以上、暫定税率が残っているというのはおかしな話なん

ですが、これを廃止して財源確保のために環境何とか税を作られて、それを地方環境税か何かにされてしまうと、目的税化されてしまって、我々の裁量が減ってしまいますからね。ちょっとデリケートという気をつけていけないといけない点ではないかという気がしています。

〔鳥取県知事〕 私は、結論から申し上げます、この表現がギリギリのところを書いてあると思いで、原案に賛成する立場であります。若干、ニュアンスをとらえて修正はあってもいいかもしれませんが、基本的にはこのぐらいのスタンスでいいのかなと思います。

暫定税率は、確かに二井知事がおっしゃったように、私は環境論として単純に廃止するのがいいのかどうかというのは、大いに議論されるべきだと思います。

ただ他方で、これが鳩山総理が就任早々の記者会見で暫定税率を廃止すると言い切ってしまうと。規定事実になった感も、これもやむを得ないところがあるかもしれない。その裏に、国民の方で暫定税率廃止についての一定の理解といえますか、支持もあるわけです。

ただ問題は、財政論がもう一つあると思うんです。2兆5,000億円といいますが、消費税率で1%分です。それを単純に国・地方を通じて失うことが果たして懸念なのかどうか。現にこれだけ、95兆円の概算要求を取りまとめて、どうやって削りこもうかぐらい議論をしているところに、片方で消費税率1%分の財政を失ってしまうことも懸念かどうかという議論も当然あると思います。

そこで、今現実論として生まれてきているのが地球温暖化対策税、防止税とかいう構想だとか、あるいは地方側では地方環境税という構想であります。地方環境税をもし作るのであれば、私はこれは目的税とするべきではない。一般税として、普通税として起こしていくべきだと思います。

いずれにせよ、そういうことに今後は組み換えられていく可能性がありますし、激変緩和的に恐らく予算を締めようと思うと、2兆5,000億円を丸々締めるのがいいのかどうか。取るのがいいのかどうか。あるいは締めるに当たっては激変緩和的に調整財源を作る可能性も出てくるかもしれない。その時には揮発油税だけでなく、軽油引取税も当然増上になるでしょうから、その並びでいきますので、そこで地方側として一定の財源確保が求められる局面があるかもしれない。

今後、展開が不透明な中で、今我々からメッセージを出すとするれば、ここにありますような地方の行財政運営に支障を生じることがないように配慮をするとか、もう少し強く言ってもいいかもしれませんが、このぐらいの表現を付け加えながら暫定税率の廃止の問題について議論するぐらいでちょうどいいのかなと私は思いました。

暫定税率の廃止に反対するとまで完全に言い切ってしまうと、これは単なる抵抗勢力的な議論にとられてもつまらないものですから、暫定税率の廃止の議論自体は、我々は応じることはやぶさかではないけれども、財政論のことだとか、また今後の新税の展開なんかも含めて、きちんとした議論をしてほしいというふうにならざるべきではないかと思えます。

〔島根県知事〕 我々の言わばポジションペーパーというのは、今ある、国が考えていることに対して分かる範囲で言っているわけですから、この案でいいんじゃないかと思えます。

こういう方向で国が進んでいるわけですから、それに対してどうだということでもよしいと思えます。

いずれにしても、地方財政の健全性が確保されるようにやってほしいということが中心的な課題じゃないかと思えます。一括交付金制度、この案で結構だと思います。交付金も交付税になるのか、まだ全然はつきりしない段階ですから、細かい議論は先になるんじゃないかと思えますから、こういうことじゃないかと思えます。

〔会 長〕 ただ今の論点は、暫定税率の廃止を認めてしまうかしまわないかというところに絞られているんだと思うんですが、これは二井知事さん、どうでしょう。

〔山口県知事〕 皆さんがこれでいいと言われれば、特に拘ることはないんですけども、ただどこかにもうちょっと、1のところの「また、一連の改革に当たっては」の次ぐらいに何かちょっとでも表現的に入れられないかなと。完全に反対ということじゃなくて、暫定税率の廃止によって生ずる色々な課題もあるので、というような形で、ちょっとニュアンスを入れてもらおうと。要するに、それをやることによって色々な課題が出てくるんだというニュアンスを、どこかで出してもらったらいいかなという感じはするんですけどね。

〔島根県知事〕 それであればよろしいんじゃないですか、入れるのは。

〔鳥取県知事〕 私も先ほど若干の修文はと申し上げましたのは、念頭にありましたのは、「また、一連の改革に当たっては」の後ぐらいに、「地方の財源が減額され、地方の行財政運営に支障が」とここが変わりますけども、環境への配慮とかそこらを一言入れるとか、今ふうの議論で言えばですね。

あと、ちょっと気になりました暫定税率の廃止、自動車関係諸税の抜本的な整理と言い切るのがちょっと抵抗があるのであれば、暫定税率の廃止案やとか、整理案についてとか、今は案の段階でありますので、これから多分、現実に行う場合にはどういう調整材を考えるかということでありますから、廃止と言い切らない表現もあるかなと思いました。

〔会 長〕 事務局、大体修正のポイントは分かりましたか。

〔事務局長〕 はい。調整します。

〔山口県知事〕 案というのを入れると、今までこんなに入れていませんからね。言われることは、趣旨はよく分かるんだが、案はちょっと、どうかと思うので、「一連の改革に当たっては」の後にちょっと入れてもらうのが一番いいと思いますが。

〔鳥取県知事〕 環境への配慮ぐらいは言ってもいい。要は否定的なニュアンスとして言うのであれば。

〔会 長〕 ただ、あまり環境という言葉が関わりますと、地方環境税とか何とかいって、本当に目的税化されませんか。専門家としてどうぞ覧になりますか。

〔島根県知事〕 地方でもやはり、国が環境税ということで検討も進められているようですから、地方の方もこの前の全国知事会では、環境税という案も出しているわけです。だから、その議論に我々が今ここで入れる必要もないんじゃないですか、環境税というところまで。

〔鳥取県知事〕 環境税という表現は今日は避けておいて、ただ地方環境税自体は今、知事会の税の委員会から提案を出していますけども、あれは普通税で出しています。目的税はやっぱり、会長がおっしゃるように制約が多すぎるだろうと。現実問題としては、道路の整備だって環境の悪化防止には繋がるわけで、広く使えるような財源として措置すべきだろうという考え方で、大体コンセンサスがあると思

いました。

そういう意味で、もし山口県知事がおっしゃるような否定的なニュアンスでいくのであれば、今の議論から言えば、環境に対して返って悪影響になるんじゃないかという議論が現にありますから、そのぐらいを指摘すれば十分ではないかと思います。

〔山口県知事〕 その後に「財源が減額され」ということが書いてあるので、財源問題には触れなくていいと思うんですね。だから、さっき話があったように、僕も環境問題と財源という話をしましたから、財源の方は除けて環境ということをちょっと入れてもらってという形で、提起してもらったらいいと思います。

〔岡山県知事〕 財源はこの主張でよろしいということですか。

〔山口県知事〕 ええ。財源はもう。

〔岡山県知事〕 本当に一番心配なのは財源だと思うんですね。大きな穴があいて、従って、それだけやったために地方交付税の1.1兆円の増額なんてとんでもないと、できないというふうに蹴られちゃうんじゃないかというのが一番心配だと思いますよ。環境もさることながら、我々地方としては財政問題が一番大きいと思います。

〔山口県知事〕 それを入れても、表現上、二重になりはしないかなと思ったんです。「一連の改革に当たっては」うんぬんというところに、ちょっと入れるわけですね。財源の問題もここにきちっと入るようだったら、入れてもらってもいいんです。むしろ。

〔岡山県知事〕 環境に配慮するとともにですか。

〔山口県知事〕 「一連の改革に当たっては、暫定税率の廃止に伴う財源の減少」といったらこの後に。

〔岡山県知事〕 そこに書いてありますから。

〔山口県知事〕 いいんでしょう。入れなくて。

〔岡山県知事〕 その上に、前に「環境に配慮」を追加すればよろしいわけですね。並列で。了解です。

〔会 長〕 よろしいですか。事務方、分かりましたか。今の最後のご議論の部分。

〔事務局長〕 最後の部分をもう一度お願いします。

〔鳥取県知事〕 「また、一連の改革に当たっては」の次に、「環境への配慮を図るほか、地方の財源が減額され」とつなげていけばということじゃないかと思いますが、まとめてみると。

〔岡山県知事〕 それでいいと思います。

〔会 長〕 よろしいですか。それでは、ただ今のご意見を踏まえまして、事務局で早急に整理したいと存じます。

続きまして、『高速道路ネットワークの整備推進と道路整備財源の確保について』でございます。

この件につきましては、島根県から共同アピール文のご提案を頂いておりますので、この趣旨等について島根県からご説明をお願い申し上げます。

〔島根県知事〕 今の政府におきまして、各省、色々な見直しをやっているわけですが、具体的な内容がまだはっきりしないところがありますけども、道路などの社会インフラの整備についても大きな見直しが行われようとしています。

その中で、特に私どもとしては地方が自立し、地方自治を進めるというためにも高速道路のネットワークというのは、全国どこにいても平等のサービスが得られるということが必須の要件であるわけでありまして、そういう議論が、国の議論の中であまり見られないわけですね。

やや、効率的かどうかといったような議論が中心でありまして、実は高速道路のようなネットワークというのは、基礎的な社会インフラでありまして、私はいつも教育だとか年金といったような、全国どこにいても同じように受けられるべきサービスだということで、そういう意味で高速道路ネットワークの整備を進める必要があると、この課題は何ら変わっていないということをよく言っていきたいということで、この案を用意してあるわけでありまして。

1は、特に中国5県では山陰の海岸沿いの高速道路の整備が、ずっと遅れているわけでありまして、ずたずたな状況になっているわけでありまして。今、政府の方で個別に高速道路の整備について、どこがある、いらないという議論をしているわけじゃありませんけども、少なくともネットワークが完成していないところは早く完成してくださいということを、強く言う必要があるんじゃないかということです。

それで、(1)で山陰道の整備につきましては、日本海側ルートの整備が特に遅れており、高速道路ネットワークの空白地帯が生じている。これは地域間格差を打開するためにも早期の事業化が必要であるということでありまして。

それから、中国各地にですけれども横断自動車道など事業中の高速道路については早期の整備が必要であり、完成目標年を明らかにしてほしいということでありまして。

(3) 暫定2車線供用区間ですけれども、4車線化事業中区間の整備を推進するとともに、残る暫定2車線区間についても、交通量等の状況に応じて必要な区間から早期に4車線化に着手をすることということでありまして。

そのための道路財源の確保が項目の2であります。国は自動車関係諸税の暫定税率や直轄事業負担金の廃止、高速道路の無料化など新しい方針を示しているわけでありまして、こういうことを行いますと、国・地方併せて必要な道路財源が減るわけでありまして、確保できない恐れが非常に高まるわけでありまして、そういう意味におきまして、高速道路をはじめとする道路整備が遅れている地方の実情を踏まえ、地方が真に必要な道路整備を着実に実施できるように財源確保をしてもらいたいということでありまして。

そのようなことが、この提案の主な内容であります。よろしくお願いいいたします。

〔会 長〕 いずれも、様々な問題を含んでおりますが、おっしゃるとおりだと思います。ただ、高速道路の無料化については様々なご意見もあろうかと思いますが、各県の知事さん、このアピール文につきまして、ご意見等がございましたらお願いいいたします。

〔山口県知事〕 このアピール文については、特に私は意見はありません。

ただ、今の無料化の問題ですね。これは今度の概算要求で6,000億円ぐらい要求されていますね。

新聞等を見ると、北海道と本州を除いた地域を無料化できるぐらいの財源だというような形が出ていますけれども、これは九州とか北海道に限らず、無料化にしてもらいたいところは、我々としては具体的な提案ができればしていったらいいんじゃないかなという気もするんですよ。

例えば、私なりに今まで考えてきたことは、山口県内でも、これまで国土交通省で社会実験をしてもあったようなところがあるわけですね。特に渋滞解消のために、半額にもらって実験をしたところとかがありますから、そういう地域の渋滞解消対策のために一定の区間を無料化するとか。

中国地方で言えば、山口県のことばかり言ったらおかしいんですが、中国縦貫道の山口県側というのはほとんど車が走っていない。ものすごく交通量が少ないんですね。だから、せっかくある道路をうまく活用するためには、中国地方の場合は山陽道と中国縦貫道が二つあるわけですから、交通量を平準化するために中国縦貫を無料化するとか、そういうこともあるのではないかなという感じもするんですよ。

だから、何かこれから無料化に当たって、我々としてはこういう方向で無料化なら無料化してもらいたいということが提案できればいいかなという感じはしているんですけどね。

〔会長〕 おっしゃるとおりでありまして、ビジネスデーの渋滞解消のための一定区間の無料化とか、割引というのは、非常に効果が出たと思うんですね。ところが土日に限って1,000円でやってしまったものですから、本県の事情で言いますと、広島空港に行くのに『志和』と『西条』の間が非常に混むんです。

この結果、エアポートリムジンが、ゴールデンウィークとお盆とシルバーウィークなんて初めて言っていますけど、あの連休で400便以上が欠航したんです。バスが出せなかったんですよ。道路渋滞が激しくて、どれぐらい時間がかかるか分からなくて。

だから、新たなそういう渋滞とかの問題を引き起こすところがありますので、例えば、おっしゃったようにロードプライシングで、そういうものは山陽道の一区間は高くするけれども、中国道に全部誘導してしまうとか、そういう手は確かにあると思うんですね。

ですから、完全無料化というのは大いに議論があるところだと思うんですが、平井知事さん。

〔鳥取県知事〕 私は、無料化のことは、実は鳥取県内はあまり高速道路がございませんので、あまり言える義理はないんだと思いますけども、慎重に議論すべきではないかなということがあれであります。

と申しますのも、やはり色々な財源の問題だとか、あるいは環境に対する配慮の問題なんかも言われておりますし、やはり世論調査をやっても、この点だけは民主党の政策が支持されていないということもありますので、もし削りしろだ何だで色々と財源調整をするのであれば、こういうところも俎上に上げていったいいのではないかなと思っていますところでもあります。従いまして、ここに書いてある表現で、あまり私は意見はありません。

もう1点、高速道路ネットワークの整備推進についてでありますけれども、これは是非、これも原案どおりで結構であります。是非中央政府にその辺の認識をしていただきたいと思います。公約に基づいて1兆3,000億円の公共投資を削るのは、それは政府の方針としてあり得るかもしれませんが、しかし、やるべき公共事業をやらないとか、本当に順番待ちをして、苦勞して今まで辛抱して待ってきたところが、順番が回ってきたらしごをはずされるとか、そういう不公正があってはならないと思います。

そういう意味で、今我々のところでは、山陰方面、日本海側を見てみますと、日本海側は通る道路がありません。今も国道9号がありますけれども、片道1車線の道路ですぐに寸断をされてしまうというのは、あまりにも嘆かわしいし、国家的損失だと思えます。

ですから、ここに書いてありますように、今、公共投資について見直しをすることは結構ですが、しかし、その際にはやるべきことはきちんとやるべきだと。政府に対して毅然としてものを言うべきだと思います。

〔会 長〕 特に文面については。

〔鳥取県知事〕 文面は結構です。

〔岡山県知事〕 ネットワーク論につきまして、まったく異議はございません。おっしゃるとおりだと思いますが、ただ先ほど来、議論に出ていること等を踏まえながら、1ページ目から2ページ目に切り替わるあたりを見てみますと、先ほど来議論になりました暫定税率の話が最初にありまして、それから直轄事業負担金。これは我々としては、地方分権の観点からは早期にやってほしい、ただ直轄道路の事業量の減少という面では懸念が残るという、こういう問題と、それから先ほど来出ている高速道路の無料化という、これは非常に大きな問題があると思うんです。制度設計につきましてどのようにやっていくのか、全国全部やっていくのかということについては、やはり国民のアンケート、マスコミの調査等を見ると、反対の方が相当多いんですね。ですから、それにも係わらず全部やるのかという議論がありますよね。

ですから、この三つを並べているんですが、それぞれ慎重に制度設計をしてほしいという度合いが、地方側で見ると、違うものが並んでいるんですね。直轄事業負担金は、どちらかというところから地方分権の観点からやってほしいというものがあるんですが、他の二つは先ほど来議論が出ていて、より慎重な対応を求めるべきものと並べているのが、ちょっと違和感があるんですけど、どうなんでしょうかね。

〔会 長〕 ここはちょっと、文章がいじれるかどうか検討してみましようか。

例えば二井知事さんがおっしゃったように、不採算路線だけを無料化するという手もあるんですね。

採算路線でどんどんお金が入ってくるところだけはそのままする。例えば東名とか。ああいうところまで無料化する必要はまったくないと、個人的には思うんですけど。しっかり財源を確保してネットワークを造ってくれという方が主願でありまして。

〔山口県知事〕 今言われたのは、無料化がこの中に入っているのを、除けるということですか。

〔岡山県知事〕 直轄事業負担金の廃止問題を並べちゃってるものですから、ちょっと違和感があるんですね。

〔会 長〕 そうなんですよ。ここを抜くか、もう1項目起こすかですが、もとが高速道路ネットワークの整備推進と道路財源の確保ですから、無料化でやっぱり償還財源が無くなりますもんね。

〔島根県知事〕 無料化の議論は財源だけじゃなくて、二井さんがおっしゃるように交通量をどういうふうにするか、逆に渋滞が起こる場合もあるし、あるいは空いているところは無料化した方が

いい場合もありますし。ちょっと、問題が広いんですね。この問題はとっちゃってもいいかもしれませんね、無料化の部分。

〔山口県知事〕 そうですね。僕は無料化に賛成しているわけじゃありませんからね。さっき言った。僕は基本的には無料化は反対なんです。

〔岡山県知事〕 反対の方が多いと思います。

〔会 長〕 私も反対です。

〔岡山県知事〕 アンケートを受けると反対になりますよね。基本的に。

〔山口県知事〕 だから、他のバスとか新幹線とかフェリーに影響の範囲内でやるべきだと。そういう中で、僕はさっき言ったことだったら、ひょっとしたら他のところへ影響が出てこないかなということ、提案したらどうかという発言をしたということ。

〔会 長〕 そうしますと、もう1項目起こしましょうか。それとも、ここを省きましょうか。

〔島根県知事〕 それじゃ、事務方にちょっとその部分をどうしたらいいか、相談させましょう。

〔会 長〕 1項目起こしたらどういう文言になるか、やってみましょうか。

〔島根県知事〕 高速道路の建設にとりまして、無料化はかなり大きな影響があるものであるわけですよ。だから、無料化そのものの細かい議論のところを取ってもいいんじゃないですか。

〔会 長〕 本来なら、財源問題とすればこうなんですけれども、受益者負担か国民負担かという問題と、高速道路が無料になるんだったら、新幹線も乗車券だけで乗せてくれという議論につながるかもしれません。

〔島根県知事〕 無料化が及ぼすいろいろな副次的、波及的な効果のところは、色々なケースがありますから、それに該当する分をちょっととりましょう。整理しましょう。

財源としては無料化すると高速道路の財源は相当無くなりますから慎重に考えなきゃいけないということがありますから、事項としては入れておいた方がいいんじゃないですか。

〔会 長〕 事務方、それで整理をお願いいたします。

次に、『過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律の制定について』でございます。この件につきましては、鳥取県から共同アピール文のご提案をいただいておりますので、鳥取県からご説明をお願い申し上げます。

〔鳥取県知事〕 形の上では鳥取県から提案という形になりましたが、これは今までも我々が共通して訴えてきたことでございます。

あえて今出しておりますのは、民主党さんが議員立法をやらないというふうに言っていることとの整合性がちょっと難しいかなと。どうも報道されているところでは、原口大臣は、このことは結局与野党で今までも議員立法をやってきたんだから、これはやってもいいんじゃないかと、閣内ではそういう発言もされていて、そういう理解が広がっていくことを期待いたしているわけではありますが、そういう意味で1番でありますけども、新たな過疎法をまず制定すると。政府立法だ議員立法だということは申しませんが、これは新法を制定してほしいと。

あとはハード・ソフト両面からの、特にソフトに重点が移ってくるような過疎対策の推進だとか地域の実態、すなわち市町村合併が進んだことなどの実情を踏まえた新しい枠組みを作ってくれと、これら2番、3番は従来から言っていることであります。

そのようなアピールをしておいてはどうかという提案であります。

〔鳥根県知事〕 内容はこれで何ら問題はありません。結構であります。平井さんがおっしゃったように、これまで議員立法としてできている法律をどうするかという、やや技術的な問題ですけども、あるわけですね。他方で民主党の中でもこの過疎法については、一緒にやってきておられる人々も多くおられるわけでありまして、原口総務大臣もこの問題についてはこれまで確か民主党の代表みたいなことでやっておられて、よくご理解されている方ですから、こういうものを出しながら民主党の中の検討が進むように、我々から訴えていくということじゃないかと思えますね。

〔岡山県知事〕 賛成です。

〔山口県知事〕 僕も賛成です。特にありません。

〔会長〕 これはもう、文言の修正もなく、このままでよろしいですか。

それでは、採を決したいと存じます。ありがとうございました。

続きまして、『住民の生命・生活を脅かす新型インフルエンザ対策について』でございます。これにつきましては、鳥取県から共同アピール文の提供をいただいておりますので、鳥取県からご説明をお願い申し上げます。

〔鳥取県知事〕 度々恐縮でございますが、この問題も兼ねて中国地方知事会で議論を重ねてきたところでもあります。現実には新型インフルエンザの流行が始まり、現在はワクチン接種まで事が進んでまいりました。このタイミングで、何点かアピールを出させていただいてはどうかということでもあります。

まず1点目としましては、過度な社会経済等への影響がないよう、正しい広報を行ってほしいということでもあります。

2点目といたしては、これは微妙な議論ですけども、ワクチン接種が始まりましたけれども、新聞、テレビでも報道されているところがありますが、高校3年生まで、小学校、中学校、高校3年生のところまではワクチン接種が当たるわけですが、浪人生、予備校生なんかになりますと、ワクチン接種が要件上当たらないということになります。

これは、ちょっと受験生の心理からして、現役生はもう1年浪人してもいいとは言いませんけども、まだ余裕がある。後がない浪人生が、もうお前は風邪をひいてもう1回休めと言うのかと、こういうふうにとられているところがございまして、現場で非常に苦慮いたしております。ですから、そうした対象については是非配慮をしていただきたいということでもあります。

現実問題としましては、現在、2回接種を前提としていたものが、少なくとも一部は1回接種で終わるようになると思いますから、対象範囲が広がってくる可能性もありますので、政府の方にも要件緩和を求めてはどうかということであります。

3番目は、ワクチンの優先接種に当たりまして、事業実施が円滑にいくように配慮してほしいことありますとか、これは先ほど話がございますが、本来は低所得者対策として行う無料接種は、国の責任で行うべきだと。少なくとも財源の全額を確実に措置することが必要であるというような表現で、ここに書かせていただきました。

4点目といたしましては、いろいろなグッズの問題であります。対策物資やキットなど、そういう安定供給を図ってもらいたいということです。

5番目といたしまして、抗インフルエンザウイルス薬の確保、また試薬の開発、供給を国の責任でやってほしいと、こういうようなことで、新型インフルエンザがこれから冬に向けて、本格流行してくるとき、今このように中国地方知事会としてもアピールしてはいかがかという提案であります。

〔会長〕 ありがとうございます。新型インフルエンザのパンデミックはもう始まっているのではないかという気がしているんですが、このアピール文についてご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔山口県知事〕 僕は特にありません。

〔岡山県知事〕 私も先ほど申し上げたとおり、地方財政負担ですね、ここのところをしっかりと書いていただいていますから賛成です。

〔会長〕 よろしゅうございますか。溝口知事さん、よろしゅうございますか。

〔島根県知事〕 はい。

〔会長〕 ちょっと、私の個人的な好奇心なんですけど、第一種感染症の病棟は各県どうしていらっしゃいますか。

〔岡山県知事〕 第一種というのは。

〔会長〕 エボラ出血熱とか。アピール文の一番最後に触れていますけど、強毒性インフルエンザになった時に収容するような、第二種じゃなくて第一種の感染症の病室を各県造るように言われていますよね。あれは造った時に病室だけではなくて、家族の方が待機される場所とか、ドクター、ナースもそこで待機できるような場所を造るということになって、病室だけではなくて病棟を一つ造るような話なんですよね。

しかもそれが、出来上がってから建て直すまで1回も使われないのが好ましい。だから純粋に財政負担ばかりが生じる設備なんです。

〔島根県知事〕 今回のインフルエンザは通常のインフルエンザとそう変わらないわけですから、重症の方など、当座はそういう方のベッド数を確保するということはやっておりますが、それ以上のことは

まだ。新々型であると、強毒性というのが問題になりますと、そういう問題は大きいにあり得るんだろうと思うんですけども、そこはまたこれからの話じゃないでしょうか。

〔鳥取県知事〕 本県の場合は、そういうところも入院を想定して活用していこうということでやっております。ただ、会長がおっしゃるように普段は遊んでいる施設になるわけですけれども、陰圧設備などを整えた上でということでやっております。

ただ今回は弱毒性ですから、ほぼそこには至らないわけですけれども、強毒型になった場合は、恐らくは、正直申し上げてキャパシティオーバーの県が圧倒的ではないかと思えます。

〔会 長〕 そうですね。別の問題でありますので、ただ私の個人的な好奇心からお尋ねしただけであります。

それでは、これは原案のとおりということでよろしゅうございますね。

以上で六つの課題につきまして、中国地方知事会からの共同アピールとして公表していきたいと存じますが、修正ご意見を多数頂戴しております。

これらを再確認の上、アピールしていきたいと存じます。

なお、所管する大臣、副大臣、政務官など関係各省庁につきましては提案県から、各県選出国會議員などに対しましては各県から、それぞれご説明いただくようお願い申し上げます。

もう出来ているんですか。

今ご覧いただいていますけど、事務的には各県どうですか。

(各知事、修正文を受け取り、確認)

〔会 長〕 高速道路ネットワーク化の最後のなお書き以下を消してあるんですが。

〔島根県知事〕 残した方がいいですか。それは入れた方がいいですか。

〔岡山県知事〕 これは、論点として非常に大事なところですので。

〔島根県知事〕 そうですか。じゃあ、そのまま残しても差し支えありませんけども。そうすると、原案どおりになりますけども。

二井さんのお話を別の話として扱えば、なお書きを残しても何ら問題もありませんけども。

〔山口県知事〕 僕が言ったことは、まったく別の話にしますから。僕はまあ、いいです。

〔島根県知事〕 原案どおりということにさせていただきますでしょうか。

〔会 長〕 本県の場合には、休日1,000円になったばかりに、広島 松山の航路がガラガラになって、廃止になりかねないという状況もございまして、やはりなお書きが残った方が本県としてもありがたいと思えますので、それでは原案のとおりとさせていただきます。

〔山口県知事〕 それでいいです。

それから、政策転換の関係の一番最初の出だしのところですね。1の経済雇用対策の推進についてです。これは、このアンダーラインの部分を、逆に「当たっては」の後に入れて、「今後の経済雇用対策の推進に当たっては、補正予算の見直しによる財源なども含め、有効に活用するとともに、以下の点に留意すること」じゃないかなと思うんですけどね。どうでしょうか。

〔会 長〕 各県知事さん、いかがでしょうか。

〔岡山県知事〕 そうでしょうね。

〔鳥取県知事〕 それで別に差し支えないと思います。

〔会 長〕 そうですね。その方がよりの確ですね。

〔鳥取県知事〕 日本語としては読み易くなるかもしれませんね。

〔会 長〕 事務局、分かりましたか。

〔事務局長〕 分かりました。

〔会 長〕 文章を作ってみてください。

地域主権と税財源を一応ご確認いただければと思います。

それでは、地域主権の確立についての訂正ですけれども、最後のフレーズ「また、国民生活に直結する重要な」「個別」を抜いて、「課題に即応するため、法制化前でも分野別に関係大臣等と関係知事との協議の場を早急に設けること」。重複部分を削って、文言の配置を換えただけですが、これでよろしゅうございましょうか。

〔鳥取県知事〕 よろしいと思います。

〔岡山県知事〕 法制化後でも、読めますか。法制化に関わらずということはないですけど。

〔会 長〕 法制化されても。

〔岡山県知事〕 その後も。

〔会 長〕 地方6団体だけがあつたんじゃないですから、本当は後も残すべき問題ですね。

〔岡山県知事〕 だから「法制化前でも」というところが要らないんですけどね。法制化前後に関わらずというんですか。

〔山口県知事〕 入れたら、これは「関わらず」ですか。

〔岡山県知事〕 「法制化に関わらず」ですよ。

〔会 長〕 「法制化前でも」という、この「前でも」というところですね。

〔事務局長〕 そこは1のところの、「戦略局など」のところ、そこに当然入るといふふうに見ては駄目ですか。

〔岡山県知事〕 法制化のところではどこですか。

〔会 長〕 法制化後のことについては、その前では触れていませんでしょう。

〔鳥取県知事〕 3の1段落目が法制化後のところ、ここに分野別という言葉をもた入れてもいいかもしれませんが。言いたかったのは、後半の方はむしろ法制化を待たずに協議機関を早急に分野別に設けるべきだという趣旨でございました。

〔会 長〕 ただ、法制化されましても今までの報道を見ていますと、地方6団体の代表と関係大臣とか、そういう話ですよ。

〔岡山県知事〕 恐らく大きい話だけだと思いますね。分野別はないと思います。

〔会 長〕 ええ。ないんですよ。

〔山口県知事〕 だから個別のやつと、この国と地方の協議の場とは別だと思ふんですよ。

〔会 長〕 別ですね。

〔山口県知事〕 だからやっぱり後の、法制化後も生かしかんといかんと思う、やはり。

〔会 長〕 そうすると、「法制化前でも」ではなくて「法制化後も」になるんですか。

〔鳥根県知事〕 いやいや、直ぐやらなきやいかんという意味があるわけですよ。

〔会 長〕 ああ、そうですね。

〔鳥根県知事〕 これでいいんじゃないですか。要するに「前でも」というのは「後ももちろん」ということ。

〔鳥取県知事〕 後も入っているというふうには読めると思ふんですけどね。「法制化前でも」と書いてありますので。

〔会 長〕 「前だけ」といふふうには限定していませんですからね。

〔島根県知事〕 一応入っていると思いますよ、これ。

〔会 長〕 法制化前でもやれ、法制化されてもやれと。

〔岡山県知事〕 了解です。それで結構です。

〔会 長〕 よろしゅうございますか。それでは、地域主権の確立については、これで確定させていただきます。

『地方税財源の充実強化について』でありますけれども、縦1の暫定税率の廃止に伴う明確な財源措置のところ、アンダーラインの引いてある部分、「環境への影響等に留意するとともに」という文が入ってきたんですが、これはいかがでしょうか。

〔山口県知事〕 いいですよ。

〔岡山県知事〕 異議なし。

〔島根県知事〕 ちょっとさっきの、地域主権の確立の3のところですね。最後の2行目の「分野別に関係大臣等と関係知事との協議の場」とありますが、関係知事というか、「知事会と」の方がいいんじゃないですか。関係知事なんですけども、知事会を代表して出るわけでしょうから。関係知事というと何か個別のような。

〔会 長〕 個別になりますね。

〔島根県知事〕 個別にやるというようになって、要するに個別にやるんだけども、知事会を代表してということでしょう。

〔会 長〕 法律ですから、全国一律に通用しますから、やはり知事会のオーソライズとまでは言いませんけれども、こういう問題で協議したいというのを知事会に言う必要がございますよね。そうすると、関係知事ではなくて知事会として。

〔岡山県知事〕 そうすると、何か知事会だけの感じが逆にするんですね。地方団体とか、ですかね。「関係大臣等と地方団体との協議の場を早急に設ける」。

〔会 長〕 何かいい言葉がないですか。

〔島根県知事〕 だけど我々が言うわけですから、とりあえず知事会でいいんじゃないですか。

〔会 長〕 そうですね。中国地方知事会としてアピールするんですから、知事会でいいんじゃないでしょうか。いかがですか。

〔岡山県知事〕 知事会だから、数が47人になっちゃうので、多すぎると思ってこうしているんです。

〔鳥取県知事〕 何かプロジェクトチームみたいな。

〔会 長〕 ですから、興味のある知事さんが今までのように知事会で発言して、じゃあやるよと。

〔岡山県知事〕 厚生労働行政に関心がある知事さんが手を上げればいいんですからね。そういう意味で関係ということで、絞る意味でなっているんじゃないかと思えますけどね。

〔会 長〕 それを全部書こうと思うと、かなり長くなるんですよ。知事会に届け出た関係知事がとか、知事会で承認を受けたとか。

〔岡山県知事〕 全国知事会で、委員会制度を設けてやっておりますから、その委員会に所属しておられる知事さんたちというのは、一つに考えられますね。

〔鳥根県知事〕 実際には、この前の東京の知事会でプロジェクトチームを作って、主要項目をやるうということになっているわけです。だから、いずれにしても大きな問題は知事会でやることになるんですよ。

〔会 長〕 大きな問題はそうですね。

〔鳥根県知事〕 それはダムなんかも関東周辺、あるいは近畿周辺で色々ありますけども、やっぱり知事会で、社会資本の中で議論しようということになっていますから、私は今の動きを念頭におくと、知事会でいいんじゃないかと思えますけど。

〔会 長〕 急ぐ場合には会長の了解さえ取り付ければ、単県で行動しても構わないわけですし、県だけで行動しても構わないですが、知事会としたら県だけというわけにはいきませんね。知事会でいいんじゃないでしょうか。

〔山口県知事〕 知事会でいい。

〔岡山県知事〕 実際は何人が絞った人たちね。プロジェクトチームの方が出るんでしょうけども。知事会で結構だと思えます。

〔会 長〕 ここは知事会に修正させていただきます。

〔岡山県知事〕 「法制化前でも」は「でも」でいいんですけど、本当は「法制化前から」じゃないですか。

〔会 長〕 なるほど。

〔岡山県知事〕 今のところですけど。続くんです、これから。

〔会 長〕 それでよろしゅうございますか。「法制化前から」、「から」にして、「関係知事」が「知事会」に入れ替える。

それから政策転換に伴う地方行財政運営の混乱回避についての縦1の最初の文でありますけれども、「今後の経済雇用対策の推進に当たっては、補正予算の見直しによる財源なども含め、有効に活用するとともに以下の点に留意すること」、「今後の経済雇用対策に」という部分が消えていますが、これでもよろしゅうございましょうか。

〔鳥取県知事〕 今の、政策転換の方はこれでいいと思います。

さっきの、石井知事から修文がありました「法制化前から」とせっかく書くのであれば「早急に」を前にもって行って、とにかく早く作ってくれという文章にした方がいいと思いますので、「重要な課題に即応するため、早急に法制化前から分野別」云々と、こういうようにしていただいたらどうかと思います。

〔会 長〕 なるほど。事務方、分かりましたか。

〔事務局長〕 はい。

〔山口県知事〕 ちょっと細かい話ですけど、経済雇用対策のところは「財源なども含めて」「含め」まで言わなくて、「財源なども有効に活用するとともに」ということでいいんじゃないですかね。含めとか言わなくたって、「なども有効に活用するとともに」。

〔会 長〕 「含め」は余計ですね。「補正予算の見直しによる財源なども有効に活用すると共に、以下の点に留意すること」ということですね。各県知事さん、いかがでしょう。この「含め」を取ってしまうということですが。

〔岡山県知事〕 結構です。

〔会 長〕 よろしいですか。平井知事さん。

〔鳥取県知事〕 異議なし。

〔会 長〕 じゃあ、「含め」を取ることで。これで6本、全部決まりましたか。

〔事務局長〕 決まりです。

〔会 長〕 それでは6本、各県了となりましたので、先ほど申しあげましたように、政務三役には提案県から、各県選出の国会議員には各県からご説明いただきますようによろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、その他の意見交換でございますが、北東アジアゲートウェイ構想の実現と環日本海定期貨客船航路の物流・観光面での活用及び浜田港 ウラジオストク航路の活用について、鳥取県知事

さん、島根県知事さんからお願い申し上げます。

はじめに、鳥取県平井知事さんからお願いできますでしょうか。

〔鳥取県知事〕 これは鳥取県とか島根県もそうですけども、境港や浜田を活用して、せっかく鳩山総理大臣が東アジア共同体構想ということを唱え始めました。ですから中国地方の特性として、アジア大陸に向けて手を伸ばしたような形をしておりますから、その手の裏と表といいますか、北と南、南北一体となって北東アジアにゲートウェイを開いていく。そういう構想を東アジア共同体構想とともに進めてはどうかということでございます。

ちなみに鳥取県側の方では境港におきまして、東海とウラジオストクを結ぶ航路ができました。各地で商談会といいますか、説明会を行っておりますので、物流や観光について関係の皆様のご協力を賜りたいと思っております。

私からは以上です。

〔会 長〕 それは、人も荷物も集めようということですか。

〔鳥取県知事〕 人と荷物ですね。貨客船ですので、フェリーでありますので、人も、観光客が向こうから結構来ております。今は日帰りツアーが多かったんですけども、これからは1泊、2泊というツアーが増えてくると思いますし、ロシアからは1週間ほど滞在するツアーが現実になってくると思います。そういう意味で、また皆様のご協力を賜りたいということですよ。

〔会 長〕 そのためにも、道路ネットワークの完成が重要ですね。これについて何かご発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

〔島根県知事〕 一緒の問題なので私の方からも、浜田港のことにつきまして1枚ペーパーを配っておりますからお話ししますと、浜田港とウラジオストクの航路、これはペーパーの2のところにありますけども、RORO船という船でありますけども、自走式で自動車を積み込む輸送船なんですけども、これが定期的に浜田港 ウラジオストク間を運航しておりますので、その船に余裕がありますから、一般の荷物も運べるということでもあります。

ロシア最大のFESCO社が運営をしておるわけでありまして、ウラジオストクへ参りますとそこからシベリア鉄道に接続して、ロシアの内部にも、あるいは欧州部にも鉄道で運べるといった便利な航路でありますから、是非山陽の側の大企業の方々、あるいは中小企業ももちろんでありますけれども、農産物、農林水産物を含めて、是非ご活用をお願いできればということでもあります。この後の、経済界との会合でも少しお話をしたいと思っております。

以上であります。

〔会 長〕 中古車の関税が上がったので、日本からロシアに出ている中古車が随分減りましたけれども。

〔島根県知事〕 それはものすごい勢いで減りましたね。従いまして、運航の回数は少なくなっておりますが、その分、余裕もあるということですよ。

〔会 長〕 RORO船は、コンテナは積めるんですか。

〔島根県知事〕 積めますね。

〔会 長〕 それは、台車ごと引き入れるんですか。それともコンテナだけ積むんですか。

〔島根県知事〕 そこはちょっと私も存じませんが、コンテナも運べるということです。

これに書いてありますように、常温及び冷蔵・冷凍コンテナから小口貨物まで様々なものの輸送が可能だということになっています。

〔会 長〕 電源がきているのであれば、コンテナも積めるようになっているんでしょうね。

〔島根県知事〕 ええ。大体浜田からウラジオストクまで3日後に到着すると。それから、船会社がFESCOというロシア最大の船会社で、そういう関係から通関なんかも比較的スムーズにしているというような話を聞いております。

〔会 長〕 ただ今の件について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。私が勝手に質問だけしてしまいましたけど。よろしゅうございますか。

ちなみに、こちらから出かけようと思うと、費用はいくらぐらいで、人の場合は乗せてもらえるんでしょうか。

〔鳥取県知事〕 人は2万5,000円ぐらいだと思います。安いところで。

〔会 長〕 それは東海との。

〔鳥取県知事〕 東海はもう8,000円ぐらいから、安い料金は。ですから随分安くなります。今、新潟から飛行機でウラジオストクまで飛ぶんですね。そうすると、人は大体片道8万円掛かりますから、かなり安い。ビジネスにも利用できる話だと思います。

〔会 長〕 是非中国5県、お互いにデスティネーションについて、あるいは既に入っている船について様々な強み、弱みがありますから、この際5県が協力して、人集め、荷物集めをしながら、各県の各港、空港も含めてですけれども、有効活用していければというふうに思っております。

この話は、今後の発展推進会議でもお話しになられるんですね。

〔島根県知事〕 ええ。ご紹介だけ。

〔会 長〕 そうですね。そこでしっかり呼びかけていただいて、是非実りあるものにできればと思っております。

それでは予定しておりました議事はこれで終了いたしましたけれども、これ以外に何か、せっかくの機会ですから、ご意見、ご発言はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、私から一言だけごあいさつをさせていただきます。

今回の中国地方知事会議が、私が出席させていただく最後の機会となりましたので、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

平成5年に初めて、伝統ある中国地方知事会の一員にならせていただきましたが、とりわけ平成15年に会長に就任させていただいて以来、これまで各県知事さんからはその時々喫緊の課題に対し、活発なご議論や建設的なご意見を賜りますとともに、円滑な議事運営にひとかたならぬご協力を賜りましたことに対しまして、心から敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第でございます。

時代の大きな転換期の中で、今後とも、この栄えある中国地方知事会が一致結束されて、中国地方全体のますますの発展に向けて邁進されることと、今後の皆様方の益々の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうも、大変長い間、ありがとうございました。

〔事務局長〕 ありがとうございました。

この後、15時30分から、3階の天平の部屋におきまして、中国地域発展推進会議を行いますので、時間がまいりましたら、3階の天平に再度、お集まりいただきますよう、よろしく願いいたします。

(以上)